



## 栗林 定友(相続人代表 栗林宏吉)が栗林商船株式会社<9171>株式の変更報告書を提出（保有減少）



東証スタンダードの栗林商船株式会社<9171>について、栗林 定友(相続人代表 栗林宏吉)が2024年6月7日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「共同保有者の減少並びに、株券等保有割合の1%以上の減少及び単体株券等保有割合の1%以上の増加」によるもの。

報告書によると、栗林 定友(相続人代表 栗林宏吉)の栗林商船株式会社株式保有比率は、6.31%と10.51%減少した。

報告義務発生日は、2024年5月31日。